

4

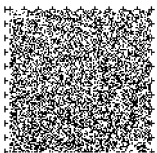
相談すること

担当部署：障がい福祉課、ひかり療育園（組織順）

現状と課題

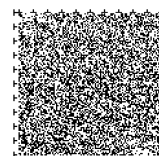
【相談支援体制】

- ・ 市内5地域にある障がい者支援センターが、地域の相談拠点としての役割を担っています。
- ・ 実態調査では、障害福祉サービス利用者の80.7%、障害福祉サービス未利用者の41.4%が障がい者支援センターのことを「知っている」と答え、障害福祉サービス未利用者では56.3%が知らない状況にあります。
- ・ 実態調査によると、障がい者支援センターの満足度は地域によって差がみられます。
- ・ 障がい福祉課は、基幹相談支援センターとして、各障がい者支援センターの相談の推進をはかるため、窓口対応や相談についての技術的助言を行うとともに、障がい者虐待や障がい者差別、成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応しています。
- ・ 計画相談件数は増加していますが、他市と比較して、サービス等利用計画の作成率が低い状況にあります。また、すべてのサービス利用者の計画を作成可能な事業所数の確保には至っていません。
- ・ 実態調査によると、65歳未満の障害福祉サービス未利用者で、平日の日中を自宅のみで過ごしている障がいがある人は、就労や通学など自宅以外での過ごし方がある人と比べて、困り事を感じている割合が高くなっています。困り事を抱えながらも、相談先が分からなかったり、障害福祉サービスにつながっていない障がいがある人にどのようにアプローチしていくかが課題です。
- ・ 80代の高齢化した親が、障がいがある5代の中高年の引きこもりの子どもを支える世帯で、どこにも相談先につながらず孤立しているケースが指摘されています。80・50問題とも言われています。



【相談支援体制】

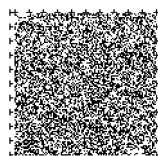
- ・ 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。(⇒重点施策 9 P40)
- ・ 障がい者支援センターの認知度を高める方策について検討します。
- ・ 計画相談を行う民間の特定相談支援事業所を増やすようつとめていきます。
- ・ 障がいがある人や家族、支援者に対して、地域での自立した生活のための計画相談が行なえるよう事業所を支援します。
- ・ 困り事があっても相談先が分からなかったり、障害福祉サービスにつながっていない人に対する情報提供について検討します。
- ・ 課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。(⇒重点施策 10 P41)
- ・ 障がい福祉課は、引き続き、各障がい者支援センターへの技術的助言や関係機関との連携、障がい者虐待や障がい者差別に関する相談等、基幹相談支援センターとしての役割を担っていきます。
- ・ 障がい者支援センターは、地域支援拠点等の機能を担い、困り事のかかえる障がいがある人をきめ細かく支援していきます。
- ・ 地域のニーズ・情報を常に共有するために、相談支援部会、障がい者支援センターや計画相談支援事業所の連絡会等を定期開催します。



重点施策（実行プラン）

重点施策 9 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

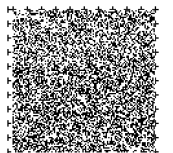
事業名	相談支援体制の強化		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図ります。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回



**重点
施策10**

課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。

事業名	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援		
所管課	ひかり療育園・障がい福祉課		
事業概要	<p>80・50問題に象徴されるような、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている障がいがある人・家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、その他関係機関が連携して、相談支援活動を行う事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家族が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。</p> <p>事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態把握、②個別訪問を含めた相談支援活動の実施、といったとりくみについて、段階的・継続的におこなっていくこととなります。</p>		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
ひかり療育園訪問事業における個別ケースへの訪問支援	①調査方法検討 ②－	①調査の実施 ②相談支援の実施	①調査の実施 ②相談支援の実施



この分野に関するサービスの見込量

障害福祉サービス

(1年あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量			
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度	
相談支援	基本相談支援		実施	実施	実施	実施	実施	実施
	計画相談支援	利用者数	1,725人	1,959人	2,065人	2,150人	2,265人	2,325人
		指定特定相談支援事業所 箇所数	25箇所	26箇所	27箇所	28箇所	29箇所	30箇所
	地域移行支援	利用者数 (内精神)	5人 (5人)	4人 (4人)	4人 (4人)	4人 (4人)	5人 (5人)	5人 (5人)
	地域定着支援	利用者数 (内精神)	1人 (1人)	2人 (2人)	2人 (2人)	4人 (4人)	5人 (5人)	5人 (5人)

※サービスの内容説明 P99

地域生活支援事業

(1年あたり)

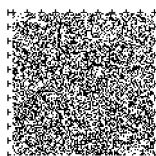
事業名	実績値			見込量			
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度	
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業※	機能として 実施※	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)※	未実施	検討	実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施

※機能として実施…地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

基幹相談支援センター等機能強化事業…町田市では基幹相談支援センター（障がい福祉課）に福祉選任職や保健師といった専門的職員を配置し総合的・専門的な相談支援や相談支援事業者等に対する指導・助言等をつうじて地域の相談支援体制の強化にとりこんでいます。

住宅入居等支援事業…地域移行支援や地域定着支援を提供する際に一般住宅への入居に必要な調整等に関する支援が行われています。

※サービスの内容説明 P100



5

家庭を築くこと・家族を支えること

担当部署：障がい福祉課、保健予防課、子ども家庭支援センター（組織順）

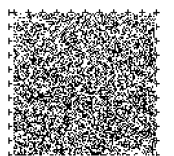
現状と課題

【結婚・出産・子育て】

- 実態調査では結婚・出産・子育ての経験について、「結婚したことがある」が29.4%、「出産・子育てしたことがある」が20.1%でした。障がい種別ごとに見ると、「結婚したことがある」は視覚障がいと聴覚障がいで60%台、肢体・内部・音声障がいで50%台です。一方、精神障がいでは12.7%、知的障がいでは1.6%となっています。障がいに気づいた時期別にみると、「結婚したことがある」は65歳以上で80.9%、19～64歳のときで51.6%と多くなっています。
- 実態調査では結婚や子育てをするにあたりどのようなことが必要か（複数回答）については、経済的な支援が最も多く、次いで障がい理解の促進、（障がいがある人）本人の就労支援、相談支援の充実が挙げられました。

【障がいがある人の家族支援】

- 調査結果から、障がいがある人（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしており、また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状があります。
- 成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状があります。家族の負担を軽減するレスパイトケアや相談支援が求められています。
- 障がいがある人の家族の就労や経済的なことに関する相談支援が課題です。



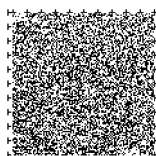
主なとりくみ

【結婚・出産・子育て】

- 障がいがある人も、自らの意思に基づいて家庭・家族をもち、希望に応じて出産や子育てをすることができるように、サービスの利用にかかる情報提供や相談等の支援をおこなっていきます。また、当事者によるピアサポートについて先進事例を研究していきます。
- 障がい理解の促進、(障がいがある人) 本人の就労支援、相談支援の充実を行うことで、障がいがある人の結婚・子育てを支援していきます。

【障がいがある人の家族支援】

- 障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。(⇒重点施策 11 P46)
- 緊急一時保護については、引き続き事業を継続していくとともに、対象や利用期間など、運用のあり方を検討していきます。



<育児支援のとりくみについて>

・居宅介護（家事援助）・重度訪問介護での育児支援

育児をする親に障がいがあり、十分に子どもの世話ができないような場合に、居宅介護・重度訪問介護のなかで育児支援をサービスの対象とすることができます。

お問合せ先…お住まいの地域の障がい者支援センター

・育児支援ヘルパー（産後のお母さんと赤ちゃん向け）

町田市では、育児支援ヘルパー事業によって出産後のお母さんの支援をおこなっています。詳細は、「まちだ子育てサイト」をご覧ください。

対象者…町田市に住民登録をしている保護者

派遣時間…単体児は、出産し退院した翌日から生後2か月の前日まで

※ただし、状況によって最大2歳の誕生日前日まで利用することが

できます。生後2か月以降の利用を希望する場合は、職員が訪問などで状況確認をおこない、利用の可否を決定します。

※双子、三つ子以上は時間数が異なります。

サービス内容

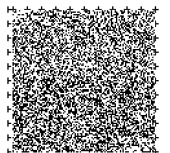
- ・育児に関する援助及び助言、相談
- ・家事に関する援助
- ・健診への付き添い

費用

- ・2時間 1,640円（午後6時から午後7時は1時間 1,025円、市民税・所得税が非課税の世帯、生活保護受給世帯減免有）
- ・交通費実費

お問合せ先…子ども家庭支援センター

（電話 042-724-4419、FAX 050-3101-9631）



重点施策（実行プラン）

重点 施策11

障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。

事業名	短期入所事業所の基盤整備		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。前計画期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人々が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。自宅から短時間の移動で利用できる、身近な場所のサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
施設開設相談時における開設促進	実施	実施	実施・検証

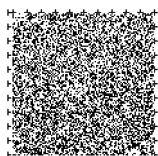
この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

（1年あたり）

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
緊急一時保護 (延べ日数)	237日	287日	300日	390日	390日	390日

※サービスの内容説明 P100-101



6

保健・医療のこと

担当部署：障がい福祉課、保健総務課、保健予防課（組織順）

現状と課題

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

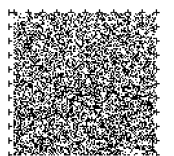
- ・市では、障がいがある人がもしもの場合に適切な医療を受けられるよう、地域のかかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことをすすめてきました。
- ・実態調査では、全体として8割以上の人がかかりつけ医をもっていると回答している一方で、障がい種別ごとでは聴覚障がいがある人で5割程度と他の種別と比較して大きく少ないことがわかり、制度の周知等のとりくみの必要性がうかがえます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- ・障がいがある人が医療機関から診療を断られてしまう問題があるため、障がいの状態に応じ、受診可能な医療機関に関する情報提供を希望する声があります。
- ・市内には障がいの特性に応じた専門医療機関が少なく、実態調査では、専門医療機関への通院にかかる時間が30分未満の人は21.6%、30分以上1時間未満の人は41.2%、1時間以上の人は36.2%となっています。

【医療機関の障がい理解と合理的配慮】

- ・実態調査では「重い障がいがあるため、普段は専門的な医療機関を受診している人が、風邪などで身近な地域の医療機関を受診しようとする、診療を断られてしまうことがある」という意見があげられています。また、重い障がいがある人は差別や偏見等を受けた場面として医療機関を上げた人の割合が他の障がいの人に比べて高い結果がでています。
- ・医療機関に対し合理的配慮の提供の可能性について検討することの必要性を周知・啓発することが求められています。



- ・精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精神科救急医療の体制には課題があります。

主なとりくみ

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- ・かかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことの重要性について障がいがある人に知ってもらうためのとりくみを引き続きすすめるとともに、医療機関にも協力を求めます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- ・市や関係機関が障がいがある人の支援をする際に、引き続き必要に応じて医療機関等の情報提供をおこないます。

【医療機関の障がい理解と合理的配慮】

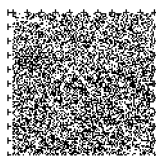
- ・障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。(⇒重点施策 12 P48)

重点施策（実行プラン）

重点 施策 12

障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。

事業名	医療機関に対する障害者差別解消法の周知		
所管課	保健総務課		
事業概要	医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法の周知や合理的配慮への理解を求めていきます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施	実施	実施	実施



＜障がい者歯科診療所＞

町田市歯科医師会が運営する障がい者歯科診療所では、専任の障がい者治療指導医と障がい者歯科治療の研修を特別に受けた、町田市歯科医師会会員の協力歯科医師、協力歯科衛生士が、祝日を除く水・木曜日に、障がいがある人や有病高齢者など一般の歯科診療所では診療を受けにくい人に対する歯科診療を行っています。また、月に2回、摂食嚥下指導医による指導もおこなっています。

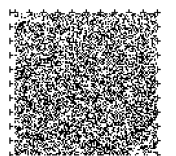
【受付】 完全予約制です。事前にお電話で連絡ください。
※摂食嚥下指導の診療日は、変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【診療日】 毎週水・木曜日（祝休日・年末年始を除く）

【診療時間】 9：00～12：00、13：00～17：00

【予約受付時間】 9：00～12：00、13：00～16：30
（土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く）
電話 042-725-2225 FAX 042-725-2225
平日繋がらない場合は、町田市歯科医師会へ
電話 042-726-8018 FAX 042-729-8238

【診療場所】 休日応急歯科・障がい者歯科診療所
（町田市健康福祉会館1階）
郵便 194-0013 住所 町田市原町田 5-8-21



7

情報アクセシビリティ※のこと

担当部署：広報課、福祉総務課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署
(組織順)

※年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、不自由なく使える
利用しやすさのことをいいます。

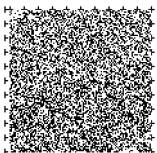
現状と課題

【意思疎通支援】

- 市では、聴覚に障がいがある人のために手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。障がい福祉課や障がい者支援センターの窓口では手話通訳者や手話通訳のできる職員を配置し、市役所内の他の窓口への派遣もなっています。
- 聴覚障がいがある人の中には読み書きが苦手な人がいるため、市役所以外の公的機関や医療機関、金融機関などには手話通訳者を配置するなど、情報の取得や意思の疎通をしやすくすることが望まれています。
- 障害者差別解消法などが十分に認知されていないことから、事業者が合理的配慮として手話通訳者や要約筆記者を手配することが必要な場面において配慮がなされないなどの事例があります。
- 実態調査では、手話通訳者、要約筆記者のさらなる技術の向上や、手話ができる人の増加を求める意見があげられています。
- 実態調査では、困ることや不安に思うことについて「コミュニケーションのこと」をあげた人が多く、特に精神障がい、知的障がい、聴覚障がいで割合が高くなっています。

【情報の取得】

- 市では、広報紙や選挙情報、障害福祉サービスの案内は、視覚障がいがある人に配慮した点字版や音声版、SPコード版を作成しています。また、市のホームページは音声読み上げソフトに対応しています。
- 市役所では、入口やエスカレーター、トイレなどに音声案内装置を設置し、視覚障がいがある人が音で情報を取得できるようにとりにくんでいます。



- 実態調査では、「障がいに対応した情報提供が足りない」「調べ方がわからない」との意見が多くあげられています。なかでも、視覚障がいでは「インターネットが使えない」と回答した割合が高くなっています。
- 実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人の44.6%が「障がいや疾病があることで、支援が必要な困り事がある」と回答しています。「困り事がある」と回答した人のうち、サービスを使わない理由について「どのようなサービスがあるかよく知らないから」と回答した人が58.8%と高く、必要な情報にたどりつけていない可能性があります。

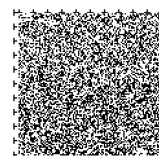
主なとりくみ

【意思疎通支援】

- 市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。(⇒重点施策 13 P52)
- 離れた場所でインターネットを通じた意思疎通ができるリモートサービスやオンライン通話など、障がいがある人のために新たに開発されたサービスの情報提供につとめます。
- 引き続き、関係機関の協力を得ながら意思疎通の支援人材の技術向上にとりくむとともに、登録試験の開催などを通じた人材確保にとりくみます。
- 手話通訳者等派遣事業の推進のため、派遣要件の緩和を検討していきます。

【情報の取得】

- 発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。(⇒重点施策 14 P53)
- 障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。(⇒重点施策 15 P53)



重点施策（実行プラン）

重点
施策13

市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。

事業名	手話通訳の普及促進		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	2018年に施行された「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」により、東京都内では、事業者の合理的配慮の提供が義務化されています。聴覚障がいがある人が手話通訳を必要とする場合には、市から各事業者に対し、手話通訳者の設置を要請しています。これまで要請の対象を警察や裁判所、学校、病院など人権や生命にかかわる機関に限定していましたが、金融機関、商業施設などにも範囲を広げ手話通訳者の設置を要請していきます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
一部の機関に実施	範囲を広げて実施	継続実施	継続実施

コ

ラ

ム

<言語としての手話>

手話は障害者権利条約や障害者基本法において言語として位置づけられています。



手話マーク

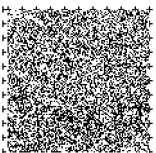
<障害者基本法>

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

—中略—

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

この計画ではこのような認識にたち、障がいがある人の意思疎通を促進するためのとりくみを明記しています。



重点
施策14

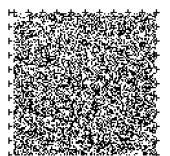
発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。

事業名	市からの情報発信のバリアフリー化推進事業		
所管課	福祉総務課		
事業概要	だれもが必要なときに必要な情報を得られるよう、職員向けに情報発信のルールをまとめたマニュアル「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」等を活用し、さらなる職員の意識醸成を図ります。また、本取組を通じて、市民等に「情報発信のバリアフリー化」のとりくみを広く情報提供できるよう検討をすすめます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
職員への周知	職員への周知を促進	職員への周知を促進・市民等への本取組の情報提供方法を検討	職員への周知を促進・市民等への本取組の情報提供を実施

重点
施策15

障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供にとめます。

事業名	サービス・支援機関等の情報提供事業		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がい福祉課での手続きの際に、利用可能なサービスや支援機関等の案内を配布します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
限定的な実施	対象者拡大の検討・実施	継続実施	継続実施



この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
意思疎通支援事業						
手話通訳者派遣事業	1,354件	1,307件	1,350件	1,350件	1,350件	1,350件
要約筆記者派遣事業	49件	34件	30件	35件	40件	45件
手話通訳者設置事業 (手話通訳者登録者数)	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了者数)	14人	13人	16人	16人	16人	16人

※サービスの内容説明 P100-101

